

第十九号議案

東京都市計画事業篠崎駅西部土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十三年二月十五日

提出者 江戸川区長 多田正見

東京都市計画事業篠崎駅西部土地区画整理事業施行規程の一部を改正する
条例

東京都市計画事業篠崎駅西部土地区画整理事業施行規程（平成十六年十二月江戸川区条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一東京都市計画事業篠崎駅西部土地区画整理事業（上篠崎四丁目二二番）の項の次に次のように加える。

東京都市計画事業篠崎駅西部土地区画整理事業（篠崎町七丁目二番及び篠崎町八丁目一二番）	東京都江戸川区篠崎町七丁目の各一部	東京都市計画事業篠崎駅西部土地区画整理事業（篠崎町七丁目二番及び篠崎町八丁目一二番）
--	-------------------	--

付 則

この条例は、東京都市計画事業篠崎駅西部土地区画整理事業（篠崎町七丁目二番、一〇番、一一番及び篠崎町八丁目一二番）の事業計画決定の公告の日から施行する。

（説明）

江戸川区が順次施行する篠崎駅西部地区における土地区画整理事業の施行に關し、東京都市計画事業篠崎駅西部土地区画整理事業（篠崎町七丁目二番、一〇番、一一番及び篠崎町八丁目一二番）を加える必要があるので、本案を提出いたします。